

# 「歯肉へのプラセンタ注射への見解」

オーラルプラセンタ医学研究会理事長 王 宝禮

平成 27 年 6 月

薬剤には厚生労働省（以下、厚労省）の分類のひとつとして、適応薬、適応外薬、未承認薬があります。プラセンタ注射液にはメルスモンとラエンネックの2種類あり、メルスモンは更年期障害、乳汁分泌不全、ラエンネックは肝炎や肝硬変、肝機能障害に対して適応薬となります。過去、歯周病に対して適応薬だったプラセンタ注射は、現在適応外薬であります。一方、未承認薬は海外で承認され、日本では承認されていない薬剤です。

最近になり、歯肉へのプラセンタ注射薬の安全性や有効性に関して、質問を受ける事が多くなりましたが、これに関する論文はありませんでした。また厚労省は、ラエンネックは皮下注射か筋肉注射、メルスモンは皮下注射に限るとしています。

歯肉注射による副作用の報告を見つける事はできませんでした。しかしないという事は安全性の答えでなく、言い換えれば臨床研究がないという事です。つまり歯肉注射によりどれだけの効果が得られるのか、歯周組織への影響がどうなのかわかりません。仮に、臨床経験で有効性があるように思っても、経時的なデータがない限り、歯肉注射の有効性があるとはいえません。同様に、静脈内注射の安全性も確立されていません。

歯科医師がプラセンタ注射を施す場合には、患者様への説明が義務付けられています。そして同意を得た場合、同意書を作成します。次に、口腔疾患に対して、検査、診断を行い、病名を決定します。ここでは混合診療に配慮する必要があります。歯科医師は適応外としてプラセンタ注射や未承認薬を裁量権で施す事ができますが、もちろん、責任は全て歯科医師にあり、製薬会社にはありません。

結論として、上記から歯肉へのプラセンタ注射は推奨できません。

## 「参考文献」

1. 吉田健太郎：プラセンタ注射の適正な使い方 ―静脈注射・点滴注射の問題点と危険性について―. 日本胎盤臨床研究会研究要覧 3: 30-42,2009.
2. 王 宝禮: 口腔疾患へのプラセンタ療法の可能性. 日本歯科東洋医学会誌 33: 22-28,2014.